

# くらしのほっと通信



## 携帯電話に届いた迷惑メールにはアクセスしないで!



**相談事例** 携帯電話に着信したメールに出会い系サイトのURL（ホームページアドレス）が書かれていた。そのURLをクリックしたところ、「ご入会(登録)ありがとうございます。あなたの電話番号は〇〇〇〇〇〇です。5日以内に¥24,000をお振込みください。」と表示された。支払わなければならないか？（25歳・男性・給与生活者）

### からくり

メールの発信者は携帯電話のショートメッセージサービス<sup>(※1)</sup>を利用して消費者に迷惑メールを送信する。そのメールの件名には、出会い系サイト・アダルトサイトへの勧誘トークや「あなたの写真が出ているよ」など消費者が興味をひくような表示がされている。メールの本文には反転したURLが書かれていて、消費者がそのURLをクリックするだけで登録になったという表示と同時に携帯電話番号や個体識別番号と料金請求のメッセージが表示される。

迷惑メールの発信者はURLをクリックした相手の携帯電話番号等を認識するシステムをURLに忍びみ込ませており、携帯電話番号が画面に表示されることで消費者に個人情報知られているので請求から逃げられないと思わせるねらいがある。

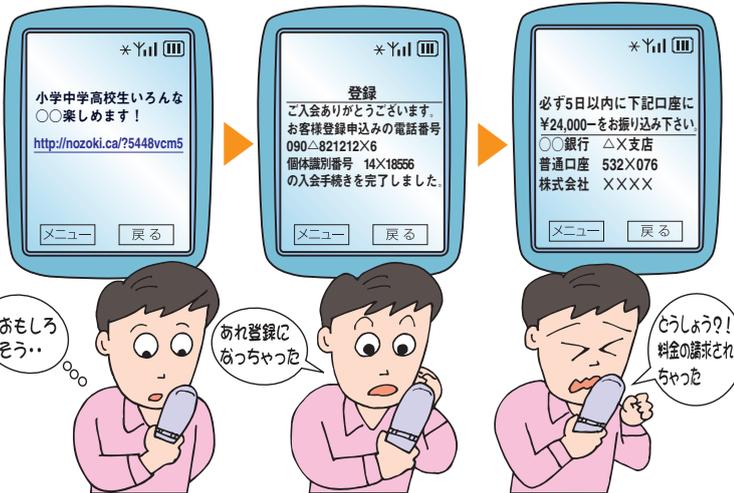
このように携帯電話のショートメッセージサービスを利用して、ハガキによる不当請求と同様に登録料等を不当請求する手口が増加しています。

### 料金を請求されたがどうしたらよいか？

- ①メールに書かれたURLをクリックしただけで登録になったと表示されても、契約成立といえず支払い義務はないので**請求は無視する**。
- ②支払うと次々に詐欺的な請求を受ける可能性があるので、**絶対に支払わない**。
- ③携帯の画面に表示された電話番号や個体識別番号から氏名・住所等の個人情報は漏洩しないのでメールや肉声による電話に対し**氏名・住所・勤務先などの個人情報を絶対に伝えない**。
- ④電話番号を変更する、ショートメッセージサービス利用を廃止する。

### 被害にあわないために

- ①発信元のはっきりしない不審なメールなどに書かれているURLには不用意にアクセスせず、メールを削除する。
- ②携帯電話会社の迷惑メールフィルターサービス等を利用する。



(※1) ショートメッセージサービス  
電話番号を利用して、同じ電話会社の携帯同士であれば100文字程度の短いメールの送受信ができるメールサービス。Eメールアドレスと違いアドレスを任意に変更できない。  
各電話会社により名称が異なる。NTTドコモ（ショートメール）、au（Cメール）、ボーダフォン・ツーカーセルラー（スカイメール）。

(※2) 個体識別番号  
携帯電話に固有に付けられた機種や製造番号など

### 目次

- 携帯電話に届いた迷惑メールにはアクセスしないで……………1
- 相談室から エステティックサービスの解約……………2
- 商品テスト にがり……………3
- くらしの雑学……………4

# エステティックサービスの解約 「特定継続的役務提供」



「きれいになりたい」願いは年齢、性別に関係無いようですが…

**Q1** 24歳、会社員です。友人から紹介され、昨年12月に美顔エステの契約をしました。24回コースで、今までに10回施術を受けましたが、効果が無いように思います。契約から半年ほど時間が経っていますが、解約はできるのでしょうか。施術代金は1回あたり1万円で、1コース24回で契約総額24万円。全額現金で支払いました。コースの期間は、12月から1年間となっています。

(24歳・女性・給与生活者)

**A1** エステは、「特定商取引に関する法律」が適用される「特定継続的役務提供」にあたります。サービス期間が1ヶ月を超え、かつ契約総額が5万円を超える契約の場合は、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間を過ぎてても、中途解約ができます。

相談者の場合も半年が過ぎていますが、エステのサービス期間内ですので、中途解約ができます。

**Q2** Q1と同じ契約です。これまでに10回施術を受けているのですが、中途解約した場合の返金額はどのくらいになりますか。

**A2** これについては、「特定商取引に関する法律」のなかで、中途解約に伴い事業者が請求できる損料の上限が定められています。

相談者の場合は、既にサービスが開始されていますので、「既に受けた10回分のサービス代金」(①)と解約損料として「2万円又は契約総額から既に受けた10回分のサービス代金を除いた額の10%のうち低い方の金額」(②)となります。

◆既施術分の代金 1回1万円×10回=10万円…①

◆解約損料 (契約総額24万円-既施術分10万円)×10%=1万4千円…②

①と②の合計額、11万4千円が相談者の負担となります。この方の場合、既に契約総額24万円を支払っていますので、少なくとも差額の12万6千円が返金されることになります。

店に解約を申し出て、中途解約金の明細書をもって確認してみてください。

エステティックサービス	解約損料
施術開始前	2万円
施術開始後	2万円または契約残額の10%のいずれか低い額

## 注意点

- ◆ サービスに伴って購入した化粧品や美顔器などについても、併せて解約ができる場合があります。
- ◆ クレジット契約を結んだ場合のクレジット解約損料など、上記の他に請求される場合があります。
- ◆ 解約に伴う費用負担については、店の説明をしっかりと聞いて、自分で納得できるまでは合意しないようにしてください。わからないことがありましたら、お気軽に消費生活センターにご相談ください。

エステは多くの場合、効果が現れるかどうか、自分に合うかどうか分からないにも関わらず、事前に多額の料金を支払って(あるいはクレジット契約をして)、長期間の契約をする傾向があります。今年の4月から6月には、通っていた店が倒産したという相談も寄せられましたが、信頼のおける店を選ぶことも重要です。契約をする際に、契約書をよく読み、特に高額な契約については支払い方法を確認し、納得のいく契約をしましょう。



# 商品テスト



## にがり



豆腐の凝固剤として主に業者向けに売られていたにがりが、今は消費者向けにダイエット効果をうたったり、ミネラルの補給剤として多くの製品がスーパー、薬局等で販売されています。今回は、にがり製品17銘柄を購入し、それらの成分、表示を調べてみました。

### テスト品

①にがり製品 17銘柄

- プラスチックボトル (50ml~500ml) 入り 16銘柄
- 粉末製品 1銘柄

②価格 188円~2,980円

### テスト方法

にがり100ml中のミネラル（マグネシウム、ナトリウム、カリウム、カルシウム）の量をイオンクロマトグラフィーで測定しました。

### テスト結果

にがりに含まれるミネラルの量は、調査できなかった粉末製品(No.17)を除き、下図のようになりました。

11銘柄(No.1~11)にはミネラルが多く含まれていましたが、残り5銘柄(No.12~16)はミネラルの量が他のものに比べてかなり少ない結果となりました。

にがりの主成分はマグネシウムといわれていますが、ナトリウムも多く含まれています。にがりは塩田で塩を沈殿させた上澄み液であり、ナトリウムが飽和状態で溶け込んでいます。テストしたうちの3銘柄(No.12・13・16)には、ナトリウムがほとんど含まれていませんでした。これらにはナトリウムの除去処理がしてあると思われる。大半のにがりにはナトリウムも多く含まれているため、ナトリウムの摂取制限のある人は特に注意が必要です。

### 利用上の注意点

①ダイエット効果に根拠はない

にがりには「糖の吸収を遅らせる」「糖質代謝を促進する」「脂肪の吸収をブロックする」などといった機能からダイエット効果があると言われていますが、確実な根拠はありません。

②成分表示のあるものを選択する

テストしたもののうち成分表示があるものは7銘柄でした。

マグネシウムは平成16年4月から栄養機能食品として表示することが認められました。

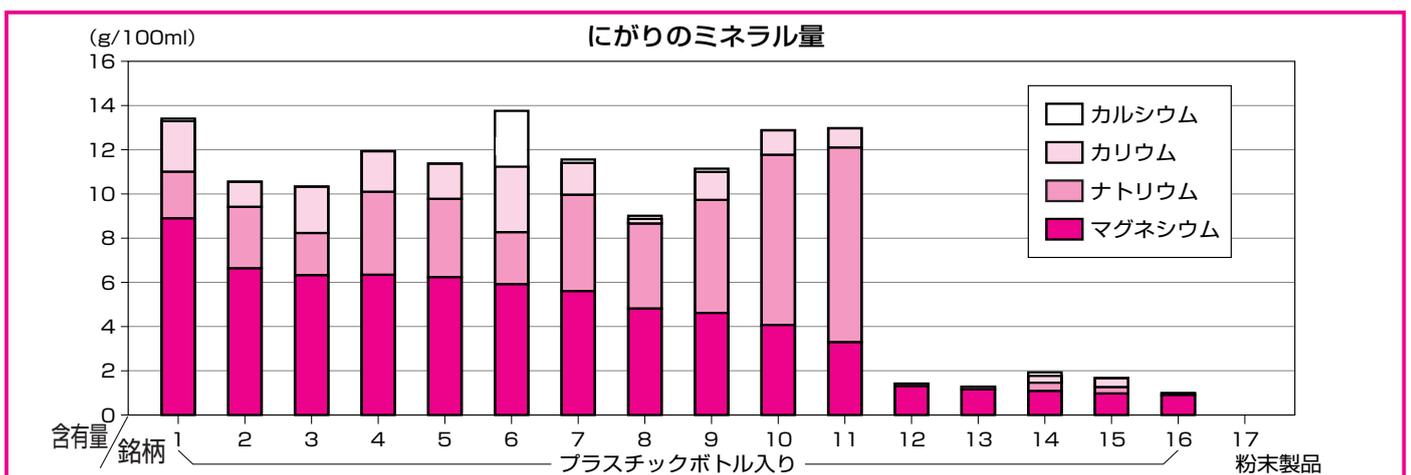
機能	マグネシウムの働きは、骨や歯の形成や体内酵素の正常な働きを保ったり、エネルギー生産を助ける働きとともに、血液循環を正常に行うのに必要な栄養素である。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多量摂取により疾病が治癒したり、健康がより増進したりするものでない</li> <li>・多量に摂取すると軟便（下痢）になることがある</li> <li>・1日の摂取目安量を守る</li> <li>・乳幼児・小児の摂取は避ける</li> </ul>

表示についての厚生労働省の通知文ではマグネシウムの1日あたりの摂取量の下限と上限は80mg~300mgとなっています。

にがりをサプリメントとして利用する場合は、成分表示のあるものを選びましょう。

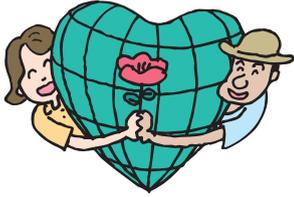
### まとめ

健康のために摂取することが、かえって健康被害にならないように、マグネシウムのサプリメントが必要か、また、目安量を守っているか自分自身の生活をよく検討してから利用することが大切です。



## フェア・トレード (Fair Trade)

フェア・トレードとは、直訳すれば「公正な取引」のことです。1960年代にヨーロッパから始まった、開発途上国の生産者と対等な立場に立って直接取引をする貿易です。生産者の暮らしや文化、歴史、伝統などに考慮し生産されたものを、途中で搾取されない形で行うものです。



自由貿易、自由競争では、利益が優先され、途上国の人々の暮らしや環境が犠牲になることが少なくありません。彼らの多くは低賃金、劣悪な労働環境で働かされ、その収入の低さのために、子供たち

も働かざるを得ないのが現状です。また、大量生産のために森を伐採し、大量の農薬や化学肥料を使用することで、深刻な環境破壊も引き起こしています。フェア・トレードは住民や環境への配慮も含めた公正な取引関係を築こうとする貿易のあり方でNGOや民間会社などが中心となっているものです。

フェア・トレードの視点を知ること、「買う」という行為の意味、製品の背景を少しでも考えてみてはいかがでしょうか？



## フード・マイレージ (Food Mileage)

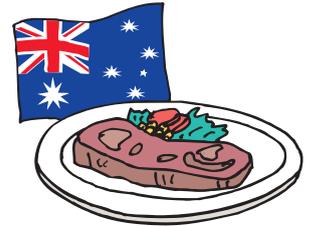
フード・マイレージとは、食料の生産地から食卓までの距離に着目して、なるべく近くでとれた食料を利用した方が輸送に伴う環境への負荷が



少ないであろうという考え方です。この考え方は、1994年からイギリスの消費者運動家ティム・ラングが提唱した「フードマイルズ ("Food Miles")」という運動に由来しています。たとえば、輸入食料に係るフード・マイレージ=輸入相手国別の食料輸入量×輸出国から我が国までの輸送距離 (注：輸入相手国別

に計測し、集計したものが全体のフード・マイレージ) といった計算方法によって表されます。

2000年における日本のフード・マイレージは、約5,000億tkm (トン×メートル) で、韓国の約3.4倍、アメリカの約3.7倍と大きな開きがあります。輸送に要するエネルギーは、距離だけでなく、輸送手段 (飛行機か船かなど) によっても左右されますが、環境負荷の観点から食料輸入を考える視点も必要になってきているようです。



### 新着図書

#### 「ケータイ ツーカイ 活用術！」

【編集・執筆】(社) 全国消費生活相談員協会

今や生活に欠かせない存在となっている携帯電話。その一方、携帯電話に関わるトラブルは増加の一途を辿っています。この本では、携帯電話のしくみをはじめ、最近急増している架空請求などのトラブル例とその防止策を紹介しています。



### 新着ビデオ

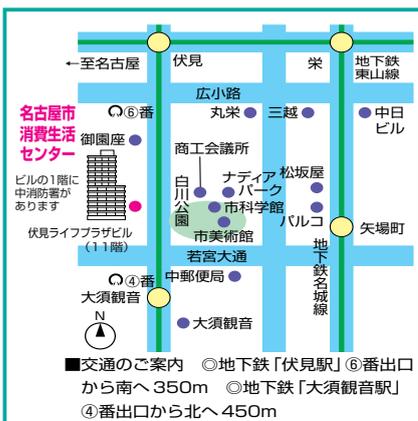
#### 「老後の金は渡さん！」

—お年寄りを狙う悪質商法にご用心—

【発行】東京都消費生活総合センター (25分：高齢者向け)

【監修】弁護士 村千鶴子

「自分には関係ないな・・・。」悪質商法の手口をテレビや新聞で見聞きすると、誰もが「自分はだまされない」と思うでしょう。しかし、相手はプロ。手口は巧妙で、だまされる人は後を絶ちません。このビデオでは、お年寄りに被害の多い「点検商法」、「SF (催眠) 商法」、「出資金投資商法」の手口をリアルかつコミカルな語りで紹介しています。



### 利用のご案内

- 相談電話 ☎ 222-9671  
相談時間 月～金 (祝日除) 午前9時～12時 午後1時～4時15分  
(ただし、継続相談は午後5時まで)
- 土曜日テレフォン相談 ☎ 222-9690  
相談時間 土曜日 (祝日除) 午前9時～11時 午後1時～4時
- ぐらしの情報プラザ ☎ 222-9677  
月～土 午前9時～午後5時

名古屋市消費生活センター <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

〒460-0008 名古屋中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 TEL (052) 222-9679  
FAX (052) 222-9678

